

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年 7月19日

住所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地

名称 協業組合公清企業

代表理事 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日	平成30年 7月19日 許可番号	札幌事産施許可第18-02号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くずの破碎施設(施行令第7条第8号の2)	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)	
設置場所	札幌市東区中沼町45-57	
処理能力	廃プラスチック類の破碎施設: 4.3t/時間、34.4t/日(8時間稼動) 木くずの破碎施設: 7.7t/時間、61.6t/日(8時間稼動)	
許可の条件	余 白	
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。	